

国民健康保険・国民年金郵送届出書

御殿場市長 殿

国民健康保険・国民年金の手續について、郵送により届出します。

届出 内容	①国民健康保険・国民年金 加入 ③国民健康保険資格確認書等の再交付 ②国民健康保険 脱退 ④限度額適用認定証等の交付					
届出人	氏名		昼間 連絡先			
手 続 対 象 者	住 所	御殿場市				
	世帯主氏名					
	氏名	生年月日	性別	続柄	マイナ保険証 利用登録	
		昭 ・ 平 ・ 令 ・	男 ・ 女		有 ・ 無 (不明)	
		昭 ・ 平 ・ 令 ・	男 ・ 女		有 ・ 無 (不明)	
		昭 ・ 平 ・ 令 ・	男 ・ 女		有 ・ 無 (不明)	
		昭 ・ 平 ・ 令 ・	男 ・ 女		有 ・ 無 (不明)	
		昭 ・ 平 ・ 令 ・	男 ・ 女		有 ・ 無 (不明)	

※届出書の記入に加え、添付書類が必要です。必ず裏面をご確認ください。

記載漏れや添付書類に不足があると届出を受け付けできない場合がありますので、ご注意ください。

【問い合わせ・郵送先】

〒412-8601 御殿場市萩原 4 8 3

御殿場市役所 国保年金課

TEL0550-83-1255 (①国民健康保険・国民年金 加入・②国民健康保険 脱退)

TEL0550-82-4121 (③国民健康保険資格確認書等の再交付・④限度額適用認定証等の交付)

【添付書類】

《①国民健康保険・国民年金 加入》

- ☐ 届出人の本人確認書類の写し
(マイナンバーカードの表面、運転免許証、在留カード 等の写し)
- ☐ 社会保険脱退(資格喪失)証明書
(勤務先、健康保険組合、社会保険事務所等で発行したもの)

《②国民健康保険 脱退》

- ☐ 届出人の本人確認書類の写し
(マイナンバーカードの表面、運転免許証、在留カード 等の写し)
- ☐ 社会保険の資格確認書・資格情報のお知らせの写しまたは社会保険加入証明書(勤務先、健康保険組合、社会保険事務所等で発行したもの)
- ☐ 手続対象者全員分の国民健康保険被保険者証
(有効期限切れ等により資格確認書・資格情報のお知らせの発行を受けている場合には不要)

《③国民健康保険資格確認書等の再交付》

《④限度額適用認定書等の交付》

- ☐ 届出人の本人確認書類の写し
(マイナンバーカードの表面、運転免許証、在留カード 等の写し)

【注意事項】※必ずお読みください

《①～④共通》

- ・届出ができるのは、手続対象者と同じ世帯の方です。

《①国民健康保険・国民年金 加入》

- ・届出に必要なマイナンバーは市で記載しますのでご了承ください。
- ・申請書を市が受付した日が手続の日となります。手続をした翌月(2、4月受付分は翌々月)に国保税に関する通知を世帯主宛に送付しますので必ず通知を確認してください。
- ・こども医療対象者は子育て支援課への手続が別途必要となります。手続については子育て支援課へお問い合わせください。(TEL82-4124)
- ・作成した保険証は住所地へ郵送します。

《②国民健康保険 脱退》

- ・届出に必要なマイナンバーは市で記載しますのでご了承ください。
- ・社会保険に加入した日以降、国民健康保険証は使用できません。
受診の際は必ず社会保険の保険証を提示してください。
- ・申請書を市が受付した日が手続の日となります。手続をした翌月(2、4月受付分は翌々月)に国保税に関する通知を世帯主宛に送付しますので必ず通知を確認してください。
- ・こども医療対象者は子育て支援課への手続が別途必要となります。手続については子育て支援課へお問い合わせください。(TEL82-4124)

《④限度額適用認定証等の交付》

- ・届出に必要なマイナンバーは市で記載しますのでご了承ください。
- ・国保税に滞納がある世帯は限度額適用認定証の発行ができません。
- ・作成した限度額適用認定証等は住所地へ郵送します。